

伊那市立学校教育職員
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
伊那市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	……3
2 目標	……4
3 計画の期間	……5
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	……5
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	……10

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものです。

伊那市の教育理念である「はじめに子どもありき」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠です。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにあります。

伊那市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、伊那市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指します。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていきます。

(2) 本市の現状

本市では、平成 20 年に「伊那市小中学校職員の勤務時間等に関する規程」（以下「規程」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及び損時間の縮減に取り組んできています。

こうした取組の結果、伊那市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は、以下のとおりでした。

【令和 6 年度の時間外等時間の状況】

区 分	年 平 均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 34 時間	29%	5%
中学校	月 34 時間	35%	6%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が市全体では 31%と多くなっています。保護者対応や校務分掌などの業務の負担感が大きくなっており、人的措置の拡充や部活動指導の地域連携・地域展開等を行うことによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こういった状況を踏まえ、公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものです。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合の 100%を目指します。
- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。
- ・ 1 年間における時間外在校等時間の平均時間を 360 時間程度にします。

(2) ワーク ライフ バランスや働きがいに関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上にします。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %まで減少させます。

【R6 年度 7.8%】

- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を 65 以下とします。
- ・教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、「働きがいの実感」がストレスチェック等に表れることを目指します。

3 計画の期間

令和 8 (2026)年度 ～ 令和 11(2029)年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

□数字は文部科学省資料別添 4 より □がない項は伊那市教育委員会独自のものです。

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動 1

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進します。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 2

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

③学校徴収金の徴収・管理 3

- ・学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討します。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 4

- ・一部の中学校区で実施している地域人材との連絡調整を行うコーディネーターの配置の拡大を進めます。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 5

- ・法的相談体制や学校サポートチームの活用により、学校が弁護士や医師、警察、学識経験者等の各専門職から生徒への指導、保護者への対応についての助言をいただくことで、課題の早期解決を図ります。

⑥市教育委員会による就学前検診の実施

- ・小学校入学に係る就学前検診を市教育委員会が主導して、複数学校による合同検診の拡大を推進します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑦調査・統計等への回答 6

- ・校務支援システム C4th の機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担軽減について研究します。

⑧学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 7

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員や GIGA スクールサポーター等の協力態勢について研究します。

⑨ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 8

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員や GIGA スクールサポーター等の協力体制について研究します。また、地域の実情に応じて民間事業者への委託を検討します。

⑩学校プールや体育館等の施設・設備の管理 9

- ・学校プールの管理については、近隣校の共同使用や民間プールの使用を進めます。

⑪校舎の開錠・施錠 10

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備します。

⑫児童生徒の休み時間における安全への配慮 11

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進します。

⑬校内清掃 12

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進します。

⑭部活動 13

- ・部活動の地域展開を推進します。

⑮学校配布物

- ・市教育委員会や関係各課より発出する文書や配布物の精選、見直しを推進します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑯給食の時間における対応 14

- ・給食時に特別活動として行う「食」に関する指導については、学級担任・栄養教諭・養護教諭等が連携して実施します。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施します。

⑰授業準備 15

- ・授業準備や採点作業等を補助するデジタル技術の活用を促進します。

⑱学習評価や成績処理 16

- ・校務支援システム C4th の機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

⑲学校行事の準備・運営 17

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師、事務職員、教員業務支援員の協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討します。

⑳進路指導の準備 18

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進します。

㉑支援が必要な児童生徒・家庭への対応 19

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援学級支援員、医療もしくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員、フリースクール関係者等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進します。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、やまびこ学級、校内教育支援センターの機能強化や子供と親の相談員による効果的な支援を促進します。
- ・こどもサポート課、関係機関との連携を推進し、子ども理解や対応についての研修を実施します。

(2)学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度
の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務、
管理などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に
基づいた自己点検の達成状況を、50%にします。【R6 結果 38%】
- エ 各学校の組織を見直し、業務の平準化を推進します。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員、または希望する教職員に医
師による面接指導を実施します。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保
に取り組みます。
- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分
析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。【R6年度 69.0%】
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助
言・指導の保健指導を受けるよう促します。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して
取得を促進します。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期
休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行います。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、伊那市の公式HPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告します。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、毎月の勤務時間集計や本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握します。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごと**の議論を踏まえて、**業務を不断に見直すことが必要**。



まず取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進